

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(減容処理設備の設置)に係る面談
2. 日時：令和2年1月30日(木)10時00分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、松井安全審査官、田上係員  
専門検査部門  
宮崎上席原子力専門検査官  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名  
福島第一原子力発電所 担当2名

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請(減容処理設備の設置)について、資料に基づき説明があった。
  - 減容処理設備の設置目的
    - ✓2028年度までに固体廃棄物の屋外の一時保管エリアを解消する計画であり、固体廃棄物貯蔵庫の中に固体廃棄物を収めるために表面線量率1mSv/h以下のコンクリート及び金属がれきを減容する設備である
  - 負圧管理値の設定根拠
    - ✓コンクリート減容処理室内の圧力が大気圧-40Pa程度であれば、建屋内における負圧管理が必要な場所が負圧となり、かつ扉の開閉等に支障がない
  - 発じん防止剤及び局所集じん設備に異常が生じた場合の対応
  - がれきの受入ピットにおいてがれきの表面線量率を測定するための線量計の設置位置及び当該線量計を用いてがれきの表面線量率を管理するための方法
  - 金属減容処理室及びコンクリート減容処理室内のダスト濃度の測定方法
    - ✓2つの部屋の空気を同時にサンプリングし、空気中のダスト濃度を測定する
    - ✓このとき2つの部屋の空気は混合させてダスト濃度を測定する
  - 大型金属処理室において金属廃棄物を切断する際に実施する被ばく低減対策及びダスト飛散防止対策
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下の内容を求めた。
  - 2028年度における廃棄物の減容前後の量について、一部整合がとれない部分があるので事実関係を確認した上で再度説明すること
  - 2028年度における減容後の廃棄物量と確保する予定の保管容量の関係を示し、減容処理設備における減容率50%で2028年度までに屋外の一時保管エリアを解消することが可能な計画になっていることを説明すること
  - コンクリート減容処理室及び金属減容処理室のダスト濃度測定について、それぞれで発生するダスト量は異なることが想定されるが、2つの部屋の空

- 気を混合させた空気のダスト濃度を測定することの妥当性を説明すること
- 建屋内において負圧管理が必要な場所が負圧になっていることの確認方法としてコンクリート減容処理室内の圧力と大気圧との差圧を監視することとしているが、当該運用の妥当性を説明すること
- 減容処理設備で扱うがれきの表面線量率を年平均で表面線量率 1mSv/h 以下に管理する旨を実施計画に記載することを検討すること

## 6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について